

第1回木曾・飛騨川流域総合治水対策検討委員会 議事概要

木曾・飛騨川流域総合治水対策検討委員会事務局

日 時：平成25年10月7日（月）14：00～16：00

場 所：可茂総合庁舎 5F 大会議室

1. 議事

- 木曾・飛騨川流域総合治水対策検討委員会規約について
- 「木曾・飛騨川流域における総合的な治水対策プラン」の改定について
 - (1) 「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」について
 - (2) 改定内容について
 - ・治水
 - ・環境
 - ・長寿命化、耐震化
- 今後の進め方について

2. 議事内容

- 木曾・飛騨川流域総合治水対策検討委員会規約について
 - ・事務局より規約案について説明があり、修正なく了承された。
 - ・委員長には、岐阜大学フェロー（名誉教授）の藤田裕一郎氏が選出された。

- 木曾・飛騨川流域における総合的な治水対策プランの改定について
 - 議事（1）、（2）の項目の内容について事務局から説明があり、質疑がなされた。各項目について交わされた質疑応答の主な内容は以下のとおりである。
 - (1) 「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」について
 - ・ 河川構造物長寿命化の方針について、県道橋等の橋脚部や、住宅地（に近接してそ）の下にあるコンクリート（造の河川）構造物は（地震を受けると）危険になると思われるため、この方針の対象とはならないか。
 - 橋梁は道路施設なので、道路管理者にお願いしていくこととなる。護岸工の場合は、長寿命化計画の対象とはせず、通常の維持管理で対応する。
 - ・ 耐震化対象施設には、小規模な樋門・樋管であっても被災すると堤防全体に影響が及ぶ恐れがあるため、点検の対象とすべきである。
 - ・ 長寿命化・耐震化や河川改修事業に必要な事業費についてみると、多くの事業があるために整備費用が多額に上ることから、事業の優先順位を決めても、実際には、変更されることはあるのではないだろうか。別の災害が発生したりすると、優先順位が変わるのでは。
 - 今後10年間で30億円を治水対策費用として計画を立てているが、実際に、

例えば、維持管理費がたくさん要るなどといった場合、10年間で想定していた事業が11年あるいは12年かかることが想定される。また、浸水被害ごとに優先順位を決めているので、今後新たな箇所でも浸水被害等が発生した場合、その程度により、優先順位が変わる可能性がある。事業費30億円についても、国の補助事業や災害復旧事業等で国からの予算確保に努める。

- ・ 今回用意されている各河川の説明資料は、整備対象とする全ての河川のものなのか。
 - 今回示すことができる河川について個別河川の資料を提示している。今回示すことができなかった河川については、次回に示す。
- ・ 県の河川改修ということは理解できるが、木曾川といった大河川の影響を考えると、国土交通省の事業、あるいは、市町村がやっている遊水地などの事業も県として考える（位置づける）ことはできないか。
 - 河川法に基づく河川整備計画策定をはじめとした様々な機会でも、国土交通省と協議している。遊水地については、河川管理者が行う場合と、市民の方々の協力をしていただく場合がある。今回、河川改修だけでは、近年発生している局地的あるいは短期的集中業務について対応できないため、市民あるいは町民の方々の協力をいただいて、少しでも各家庭に水をためていただくなどの対応が必要と考えている。また、霞堤のように遊水機能と直結する施設を「伝統的防災施設」の一つとして、地域の理解を得る方策も試みている。
- ・ 河川整備においてオオサンショウウオの生息を考える場合には、大きな空隙を用意する必要がある。
- ・ 海水温が上がることにより、台風や異常気象が起こりやすいと言われているが、今進めている治水規模でよいか。また、ダム等治水施設が整備されるまで、安心することができない。

○今後の進め方について

- ・ 事務局より今後の進め方の説明があり、特に質疑なく了承された。